

物価高騰対応重点支援給付金 (3万円/1世帯・こども加算 2万円/児童1人)

- 物価高騰対応重点支援給付金（追加分）**（1世帯あたり3万円）**は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。対象児童が同一世帯にいる場合はこども加算**（児童1人あたり2万円）**が追加されます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要となる場合があります。**

給付金の支給額

1世帯あたり3万円 児童1人あたり2万円

給付金の受付期間

7月4日(金)まで

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和6年度
「住民税が非課税」の世帯

※ただし、課税者の扶養親族のみの世帯は対象外となります。

※支給案内書・確認書が届かなかった方でも、要件に該当すると思われる場合申請書を提出することが可能です。
※受給はいずれか1回限りです。

境町から(ハガキ)
支給案内書 → 案内書に記載の日に
が届いた方 **振込**
（手続き不要）

境町から
確認書 → 確認書の
が届いた方 **返送** **振込**

給付金の支給手続き

前回の給付金を世帯主の方が受給した場合

- 境町から、給付内容が書かれた案内書(ハガキ)が届きます。
- 原則、手続きは不要です。ただし、印字されている口座とは別の口座へ振り込みを希望する場合や、受給を辞退する場合は**令和7年3月28日まで**に手続きが必要です。

前世家帯主以外が受給した又は世帯に令和6年1月2日以降転入者がいる場合等

- 対象となる世帯には、境町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、確認欄に☐チェック、記入日・世帯主氏名・連絡先電話番号等を記入のうえ町に**返信してください。**



その他要件に該当しているが案内書又確認書が届かない等の場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町へご提出ください。



※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）に基づき、差押禁止及び課税の対象外となります。



お問い合わせ

境町役場 社会福祉課 「物価高騰対応重点支援給付金」窓口

☎ **0280-81-1305**

受付時間 平日9:00～17:00（土日祝、12/29～1/3を除く）